

ヨーロッパ人権裁判所判決における違法収集証拠の
許容性判断 —
イブラヒム他対イギリス2016年9月13日大法廷判決
を中心に —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Sato, Miki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00055316

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



ヨーロッパ人権裁判所判決における 違法収集証拠の許容性判断

—— イブラヒム他対イギリス2016年9月13日大法廷判決を中心に ——

佐藤 美 樹

はじめに

1 イブラヒム他対イギリス事件

(1) 事件の概要

(2) 判旨1 イブラヒム判決 Ibrahim v United Kingdom (2015) 61 E.H.R.R.9

(3) 判旨2 大法廷判決 Ibrahim and others v United Kingdom, Grand Chamber,
Judgment of 13 September 2016

2 イブラヒム他事件の解説

3 ヨーロッパにおける違法収集証拠排除基準

(1) 国際法適用からの解決

(2) 比較法的考察

(3) ヨーロッパ人権裁判所の判例の考察 ヨーロッパ人権条約第3条違反の
違法収集証拠の不許容性

(4) ヨーロッパ人権条約第6条第3項で保障されている権利侵害が認められる
場合の許容性

(5) ヨーロッパ人権条約第8条侵害が認められる場合の違法収集証拠の許容性

(6) 違法収集証拠の許容性に関する議論

A 相対的許容性

(7) 英米法下の適正手続 (Due Process of Law) 概念の優位性

B 違法収集証拠の許容性判断時期

(8) 国内法とヨーロッパ人権裁判所判例の受容

結びに代えて

はじめに

1959年に設置されたヨーロッパ人権裁判所（以下、人権裁判所）の管轄は、フランス、ドイツ、イギリスなどヨーロッパ人権条約加盟国47国家に及び、1960年の最初の判決が出て以来、加盟国の立法や実務に大きな影響・変更を与えてきた。⁽¹⁾ この間、下された判決は1万件を超え、その中には、対象国が激しく抵抗した判決もあり、特に、ヨーロッパ人権条約第6条「公正な裁判を受ける権利」との関係では刑事裁判全般に関わる事項を保障しており、実体法に比べ、それぞれの国家が異なる手続をもつ刑事司法では、ヨーロッパ人権裁判所はどこまで対象国の手続を理解し、国内の手続法の違法性を審査できるのかという批判も生じてきた。⁽²⁾ また、単に具体的手続に対する違法・適法という評価の問題だけではなく、証拠排除の問題もある。特に、違法収集証拠排除の問題は英米法と大陸法では依拠する理論や根拠が異なる。ヨーロッパ人権裁判所はどちらの基準を用いるのか、いずれとも異なる基準を用いるのであるか、その場合、各国が用いてきた排除基準をどのように捉えるのか、様々な疑問が浮かぶ。本稿では、爆弾テロ計画事件の3人の実行犯と、1人の幫助犯の計4名がイギリスの刑事裁判所でそれぞれ言い渡された有罪の取消を求めて、証拠の許容性に対してヨーロッパ人権裁判所に申立てた事件で、最初に同裁判所小法廷で審理され⁽³⁾、さらにその判断に不服がある2名

(1) 判決は、当事国（被告国）に対して拘束力を有し、既判力ももつ。（ヨーロッパ人権条約第46条）

(2) 例えば、イギリスでは、保守党政府が、「人権法の見直し」というマニフェストを掲げ、司法からも、人権裁判所判例に従うべきではない場合があるのではという批判がなされている。詳しくは江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所との『対話』—イギリス—」、「ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ」21頁以下、信山社（2019年）

(3) *Ibrahim v United Kingdom* (2015) 61 E.H.R.R.9

が大法廷に申立て、審理された事件⁽⁴⁾を考察し、そこで用いられた違法収集証拠排除基準の理論を考察し、紹介する。

1 イブラヒム他對イギリス事件

(1) 事件の概要

Ibrahim（以下、イブラヒム）、Mohammed（以下、モハメッド）、Omar（以下、オマール）は、イブラヒムが1978年生まれ、あとの2人が1981年生まれでソマリア国籍保持者であった。2005年7月21日、ロンドン交通局の4カ所の駅で爆弾をしかけ、爆発までにはいたらなかった。3名はその後逮捕された。この事件に先立ち、同年7月7日に同様の自爆テロがあり、被害者は死者52人、無数の重傷者が出た事件が起っていた。彼ら3名には逮捕後、法的扶助に対する権利告知を受ける前の緊急安全質問（safety interview）⁽⁵⁾が実施された。安全質問は2000年のテロリズム法で定められた手続きで、公共安全及び人命の保護や身体、財産を守るために、ソリシターの出席なく、法的扶助が受けられる留置（detainer）の前に行われる手続である。そこでの警察による質問に対し、イブラヒムら3名の被疑者は全員7月21日の事件について否認した。その後、イブラヒムらは起訴され、公判では罪状を認め、「犯罪には関わったが、爆弾は偽物で、爆発させるつもりはなかった」と殺傷等の犯意を否認した。その後、緊急安全質問での「事件のことは何も知らない」という

(4) Ibrahim and others v United Kingdom, Grand Chamber, Judgment of 13 September 2016, Applications nos.50541/08, 50571/08, 50573/08 and 40351/09以上英語版、本稿では小法廷、大法廷とも英語版を元にした。

(5) Terrorism Act 2000 第41条「無令状逮捕」付則第8、イギリス警察・刑事証拠法Police and Criminal Evidence Act 1984（以下、PACE）第66条に基づく運用規程code of practice第6.1条、6.5条において同規程AnnexBで、PACE第118条第2項の警察留置に付されている者に対し、法律扶助の権利告知等を遅らすことができる旨定められている。P.Ozin QC & HHJ Norton, PACE — A Practical Guide to the Police and Criminal Evidence Act 1984 — 5th ed.p.515, Oxford University Press, 2019

供述が証拠として採用され、2007年7月に殺人の共同謀議での有罪判決、40年の自由刑（imprisonment）が言い渡された。ただちにイブラヒムら3名は控訴したが棄却され、その後、ヨーロッパ人権裁判所に対し、①弁護士の援助を受ける権利の告知が一時的に遅らせられた（temporary delay）こと、②弁護士が不在の取調べでの供述が証拠として採用されたと主張し、有罪の取消を申立てた。

ヨーロッパ人権裁判所への申立ては、4人目の共犯者であるAbdurahman（以下、A）も一緒に行った。Aは、1982年ソマリア生まれだが、イギリス国籍保持者であった。当初、爆弾テロ計画犯としての嫌疑があったわけではなく、警察の任意出頭（証人としての取調べ）に応じ、自らその取調べにおいて、被疑者の一人であるオマールを自宅に匿ったことを認めたことがきっかけで、イブラヒムらの共犯者の一人として嫌疑が生じた。運用規程⁽⁶⁾（Code C）6.1条及び6.5条によれば、彼が供述した時点ですぐに、弁護士の援助を受けられるとする告知及びその支援を受けさせなければならなかった。しかし、上級警察官（senior officer）の命令により、警察官は取調べを続行した。その結果、Aの供述録取書が作成され、その後、爆弾テロ計画の被疑者としてAは逮捕され、逮捕後初めて、Aは弁護士による援助を受けることができた。逮捕後の取調べで、最初に作成されたAの供述調書について確認された際、彼は供述調書を承認した。この供述調書はその後、公判で証拠調べが行われ、有罪認定の証拠となった。2008年2月、Aはこの事件における四番目の被告人として、爆弾設置の幫助犯として有罪判決が言い渡され、10年の自由刑が科せられたが、控訴審において、捜査への協力が認められ、8年に減刑された。

2008年10月22日に、イブラヒムら3人がヨーロッパ人権裁判所に申立て、続いて翌2009年7月29日に、Aが同裁判所にヨーロッパ人権条約6条1項及び3

(6) PACE第66条に基づき、警察官の行為は運用規程により定める。運用規程はCode Cとして制定されている。

項(c)「公正な裁判を受ける権利及び弁護人の援助を受ける権利」侵害による有罪の取消を求めた。2014年12月16日、ヨーロッパ人権裁判所小法廷は6対1で、4人に対し同条約違反は認められないと判示した。

2015年6月1日にオマールとAの2人の申立てにより、事件は大法廷に移送された。大法廷は15対2で、ロンドン市警によるオマール他最初に逮捕された3人の捜査手続には条約違反はないと判示したが、Aについては11対6で条約6条1項及び3項(c)の違反があったことを認めた。

(2) 判旨 1 イブラヒム判決 Ibrahim v United Kingdom (2015) 61 E.H.R.R.9

まず、小法廷での判断について詳述する。

①弁護士の援助を受ける権利の告知が一時的に遅らせられた (temporary delay) こと、②弁護士が不在の取調べの供述が証拠として用いられたとの主張に対して、人権裁判所は、弁護人とのアクセスの制限が条約6条に抵触していたか判断するためにサルドウズ判決⁽⁷⁾で採用されたテストを行う必要があるとした。このテストは二段階に分かれて行われる。

サルドウズ判決基準第一段階において、人権裁判所は、権利の制約についてやむを得ない理由 (compelling reason) の有無について判断しなくてはならない。次いで、第二段階では、個別手続ごとに捜査機関による権利の制約によって被告人側の権利において侵害された不利益がどの程度かを評価する。すなわち、人権裁判所は弁護人とのアクセス権の制限によって、捜査・公判の全手続を通じて、申立人の裁判の公正性に影響を与えたかを調べ、公正な裁判であることが認められるかを判断することになる。このテストはすでに、人権裁判所では何度も行われてきた。[161]⁽⁸⁾

(7) Salduz v Turkey (2008) 49 E.H.R.R.421, 北村泰三 45『被疑者の取調べと弁護人立会権』「ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ」261頁以下、葛野尋之「被疑者取調べの適正化と国際人権法」11頁以下「3 サルダス対トルコ事件判決」法律時報83巻3号(2011年)

(8) 本件の小法廷判決161段落からがサルドウズ判決基準のあてはめ箇所。本件の大法廷

イギリス政府は「やむを得ない理由」として次の①～⑤の理由を挙げた。
〔162〕

①二週間前に50名以上の死者を出した爆弾テロ事件の発生の中、今回の事件では爆発はしなかったといえ、捜査官は犯人をただちに捕らえ、その他の爆弾テロから市民を守らなくてはならない緊迫下にあった。そのため、犯人すべての身許、犯人の所在、その他の爆弾装置の場所及び爆弾テロの計画を調べる緊急の必要性があった。

②イブラヒムら3人を逮捕した時までに、彼らが7月21日の爆弾事件の容疑者で、重要な情報もっていることはわかっていた。

③彼らのソリシターへのアクセス権への制約の命令権限者は上級警察官であり、本件においても、彼らが命令を下した。上級警察官は、ソリシターへのアクセスにより公共への緊急性のあるリスクを伴うおそれがある場合やその他のテロ容疑者へ伝わるおそれがある場合には、ソリシターへのアクセスを制限できる。

④緊急安全質問 (safety interview) はその対象範囲及び時間的制限についての規定が存在する。

⑤それ以降の取調べでは、3人の被疑者は弁護人とアクセスしている。より長い時間、ソリシターへのアクセスが制限され、質問内容も広範かつ犯罪容疑に関するものであったマーレイ事件⁽⁹⁾、マギー事件⁽¹⁰⁾と比較しても時間的に制限されている。

権利の制約について「やむを得ない理由」が認められた場合でも、第二段階では、申立て人に対して行われた手続全体が条約6条1項の目的とする公正

判決257-259段落にサルドゥズ判決基準について詳細に説明。

(9) *Murray v United Kingdom* (1996) 22E.H.R.R.29, 北村泰三 33『弁護人依頼権と起訴前の接見制限』「ヨーロッパ人権裁判所の判例」信山社 (2008年)

(10) *Magee v United Kingdom* (2004) 31 E.H.R.R.35

性が保障されるものであったかが確認されなければならない。

当該政府が第一段階の理由を説明できなかった場合、第二段階の裁判の公正性の評価において、第一段階での政府側の失敗は、第二段階で重いウエイトを占めることになり、そのままでは条約6条1項及び3項(c)違反が認められる結論に傾くことになる。その結論を回避するためには、手続全体が弁護人へのアクセス制限により回復不能なまでには不利益を被っていなかったことについて、また、例外的に具体的な事情があれば、それを説明する挙証責任を負うのは政府側である。⁽¹¹⁾

人権裁判所は、第一段階として、イギリス政府が挙げた「やむを得ない理由」を検討した。その結果、イブラヒムら3人の被疑者に対する最初の警察の取調べ時に、公共上の安全と人命や身体への重大な危険及び被疑者自身の自爆行為を回避するための緊急性が認められることを確認した。また、同裁判所は、条約締結国は人権条約第2条（生命に対する権利）、第3条（拷問または非人道的もしくは品位を傷つける取扱いの禁止）、第5条1項（自由および安全に対する権利）により保障される潜在的被害者の権利を守る必要があることについても触れている。⁽¹²⁾ テロ捜査を行う警察は非常なプレッシャー下で爆破犯の取調べを実施しており、被疑者からその他の爆弾による攻撃の情報を緊急に得る必要があったことを認めた。弁護人へのアクセスの制限に対する例外的具体的事情として、2005年7月当時ロンドン市警が直面していた非常に困難な状況、すなわちその直前に死者52名を出した鉄道爆破

(11) サルドゥズ判決基準第一段階と第二段階の関係については、*Salduz v Turkey*, § § 52-54, また本件大法廷判決でも詳しく説明されている。*Ibrahim and others v United Kingdom, Grand Chamber*, § 264, 265

(12) イギリス政府があげた「やむを得ない理由」第1項目、爆弾テロから市民を守る警察官の職責についての確認について、*Ibrahim v United Kingdom* (2015) 61 E.H.R.R.9, § § 200-204, 人権条約6条の例外として弁護人へのアクセスの制限が認められる警察活動の根拠として、本文の人権条約2条、3条、5条1項が挙げられている。*Ibrahim and others v United Kingdom, Grand Chamber*, § 252

というテロ行為の存在から認められる。イブラヒムら3名の申立人に対しては、イギリス政府側の「やむを得ない理由」が認められると判断された。また、裁判所は、法律扶助を受けずに録取された供述及び、その後の公判で証拠採用された事実について、人権条約6条1項に反する重大な不利益（*undue prejudice*）はもたらされていないと判断した。〔213〕従って、同裁判所はイブラヒムら3人の人権条約6条3項(c)「弁護人の援助を受ける権利」に関連して問われてきた同6条1項「公正な裁判を受ける権利」に対する違反はないと結論づけた。〔213〕

他方、最初は証人として取調べを受けたが、自己負罪供述後も被疑者の権利保障のための一連の手續を始動せずにそのまま警察官の取調べを続行させたAbdurahman（以下、A）に対する一連の手續についても、人権裁判所は例外的な事情及びサルドゥズ事件基準の第一段階基準である違法手續が行われたことについての「やむを得ない理由」が認められると評価した。〔214〕第二段階では、Aが人権条約6条3項(c)違反による重大な不利益を受けたか、同違反により収集された供述が公判で許容されることにより人権条約6条1項違反が認められるかが検討された。

人権裁判所は犯罪被疑事実が認められる被疑者であることが判明した時は直ちに、次の質問を出す前に必ず被疑者の権利の告知をうけなくてはならないというイギリス警察・刑事証拠法（以下、PACE）及び運用規程（以下、Code C）に違反していたことは、イギリス国内裁判所及び控訴院と同様に認められることを確認した。〔215〕しかし、イギリスには、PACE及びCode Cに違反した手續下で獲得された証拠の許容性の立法基準（*legislative framework*）があり、また、PACE76条では不任意・信頼性が失われている自白の許容性に関する規定もあり、公判裁判官は不任意等自白の許容性に関して裁量権を有している（PACE78条）ことから、一連の手續の公正性に対して不利益な影響が認められれば証拠能力を否定することになる。国内裁判所では、A側によるAの供述の許容性への異議について慎重に審査した結果、

証拠の要証事実に関する検討が行われたことが確認されている。申立人の主張は、証人の取調べと被疑者の取調べでは取調べ権限者から手続まで異なるが、本件では、証人としての取調べから続行して実施された取り調べにおいて獲得された供述は爆破テロの計画や実行に関する供述ではなく、実行行為者や協力者の身許確認や、Aが匿ったオスマンがいた場所の確認であり、オスマンをかくまった日数や、その後彼が訪れる可能性がある場所などの情報であり、Aの最初の取調べ段階では、イブラヒム、オスマンは逮捕されておらず、オマールだけ拘束されている状態であり、オマールも他の容疑者について何も知らないと主張していた時点では、Aの証言は貴重な鍵となる情報であった。[216] また、取調べの当初、Aの供述は、爆弾テロとは無関係で、オスマンとは、駅で偶然会ったに過ぎないと述べていたこと、その時点ではオスマンが爆弾テロ計画に関わっていたことは全く知らなかったと言ったこと、テレビや新聞でオスマンの写真を見ていなかったと言ったこと、もし、数日間彼を家に泊めることに同意しないと身の危険を感じたことなどを供述した。また、Aの供述の大半は、監視カメラ、指紋、携帯電話履歴やその後のオスマンの供述からも認められる。他方、後に判明したAの行動のうちオスマンが海外へ逃亡するためにオスマンのパスポートを受け取りに、オスマンの兄弟のシェリフに会いに行ったことや自殺の際メッセージを残すのに用いていたビデオカメラを受け取りに共犯者に会いにいったことは、この取調べでは言及していなかった。[217]

Aは警察に協力することを承諾し、警察署へも自ら出頭したこと、自己負罪供述をした時点でいかなる強要・強制もなかったこと、取調べに先立ち、被疑者ではなく証人として取調べられることを告げられていたこと、いつでも好きな時に退去できることを告げられていることが確認された。他方、Aが主張していることとして、オスマンに隠れ場所を提供したという彼の役割を話した後、警察署を退去しようとしたが、逮捕されてしまったということがある。この主張を加味しても、逮捕された時点までは証人としての取調べ

に要求される取調べ方法と環境が前提で、少しでも警察官による強圧的な態度や被疑者として糾されていた事情が認められれば判例に反しているが、そのような事情もみられないとして、イギリス国内裁判所は、Aの供述には信用性が認められると結論づけている。〔218〕

Aが早い段階で弁護士の援助を依頼しており、最初のAの供述（証人として取調べを受けた際の）は2005年7月28日の取調べでなされたものであるが、その後逮捕され、同年7月30日に始めてソリシターとの接見することが認められた。Aの供述は同年8月1日から変わっておらず、この点がイギリスの控訴院でも認められ、減軽事由と認められた。〔130-132, 219〕 実際のところ、Aは逮捕され、身柄拘束下の権利の告知を受けたと同時に、弁護士から援助を受けられることも告げられたが、その際、Aは弁護士との面会を辞退している。〔110, 220〕 また、その後、二日半、取調べを受けていなかったことも確認されている。この期間（7月28日～7月30日）、Aは、今後どのように防御活動をおこなっていくのかについて弁護人からアドバイス受ける良い機会となっていたはずだが、Aは自らそれを望まなかった。また、彼の主張の一つである、証人として行った供述を撤回することもできたが、Aは自ら、その供述を認め、さらにその後、幾つかの事実を明らかにするとともに、再度、警察に協力する意図の下、オスマンの爆弾テロ計画における役割については何も知らなかったことを強調した。このような事情から、人権裁判所は、証人としての供述が既成事実として示されたという彼の申立てを却下した。また、彼が公判において供述の許容性に異議を唱えたことについても、もっと早い段階で異議を申し立てることはできないと思ったという説明についても十分ではないとして退けた。〔221〕 違法収集証拠に関して、2012年の人権裁判所判例は、違法収集証拠排除の考慮要素として、弁護人の在席の下で自白が繰り返された場合であっても、いったん侵害された諸権利が徐々に回復す

るといったことを認めないとした。⁽¹³⁾しかし、この事情（弁護人の在席の下で自白が繰り返された）を排除事由として考慮するかどうかはどのような違法事情かによって異なる。人権裁判所判例の中ですでに強調されてきたように⁽¹⁴⁾、「手続が公正だったかどうかは手続全体として評価すべきである」が、ティタレンコ判決では逮捕された被疑者が取調べにおいて警察から強要され、自白したという事案であり、その後彼自身がアリバイ等を理由に自白が虚偽であるとして証拠決定に異議を申立て、人権裁判所はこの申立てを認めている。本件では、最初の証人としての供述を、弁護人在席の下で7月30日、8月1日、2日、3日の取調べにおいても同様の供述を繰り返していることが確認でき、ティタレンコ判決で適用された基準は適用されないと判断された。〔221〕

同時に、人権裁判所は、Aが彼の最初の（証人としての）取調べで、自白や供述の証拠採用に異議を申し立てる機会があったことを確認している。また、人権裁判所は彼の取調べにおいて、取調官がAの意思を圧迫あるいは被疑者の供述が信頼できないと評価されるような働きかけはなかったということも確認した。〔222〕実際、イギリスでの公判手続前に、裁判官は、Aの申立てにより、彼の供述がなされた諸事情を調査した際、その結果、弁護人から助言を受けた後であっても同供述を取消さなかったこと、また、その後の公判において最初の取調べでの供述内容を防衛活動に用いたことを確認していた。〔118〕その後、公判段階になりAによる供述の許容性に関する異議の申し立てに対し、イギリスの裁判所は警察による心理的圧力の有無を検討し、なんら自白の信用性を減退させる事情はないと結論付けた。そして、総

(13) *Titarenko v Ukraine* (31720/02) 20 September 2012 at [87]

(14) 手続全体から公正な裁判を評価するという (to evaluate the overall fairness of the criminal proceedings) 基準が明示された判例として、*Imbrioscia v Switzerland* (1994) 17 E.H.R.R.441 at[37], *Gäfgen v Germany* (2011) 52 E.H.R.R.1 at[169]などがあり、本文に引用するサルドゥツ判決やマーレイ事件でも用いられている。

合的に供述がなされた事情を検討するとともに、供述を認めた点および訴追の点でも不公正な手続はなかったと結論づけた。〔117-120〕判決は控訴審でも審査されたが、上記結論は支持されたことを確認した。〔128、129〕

Aの供述以外に、監視カメラに映るオスマンとともに駅構内を歩く姿、またAの家までを歩く姿、携帯履歴や位置情報、オスマンのパスポートを受け取るために、オスマンの兄弟のシェリフと会ったこともシェリフによる供述等〔121〕多くの証拠によってAの犯人隠避行為は証明できる。〔223〕

よって、人権裁判所は、(1) 弁護士による援助を受けた後も供述を維持したこと、(2) 裁判官が証拠の許容性を判断する場合に、公正な手続が保障されるかという観点から、立法基準に認められる予防機能と公判での証拠許容性を衡量して判断した、(3) Aの供述以外に訴追側証拠の証明力の高さにより、弁護人へのアクセスの告知等違反及び違法手続下で収集された供述証拠を公判で用いたことに起因する人権条約6条1項の違反に関し、重大な不利益(undue prejudice)は生じていないと判断した。〔224〕⁽¹⁵⁾

(15) 6対1で、申立ては却下された。反対意見を出したKalaydjieva判事(ブルガリア、2008-2015)は、『申立て理由のうち、「弁護士から援助を受ける権利は単に、取調べで供述を強要されるのを阻止するだけではなく、サルドゥズ判決より以前から当裁判所の判例により、自己負罪拒否の権利として認められてきたこと、それは、政府がいうところの虚偽を述べていること、自己負罪を認めていること、あるいは黙秘し続けているが、その相違と、この権利は無関係なことであるはずである。そして、この相違はイギリス国内法でも人権裁判所の判例でも問題にしてこなかったはずだ」(169、170)という申立てに対しては多数意見は何も説明していない。…イブラヒムら3人の申立て人の問題となった緊急安全質問(safety interviews)は立法上根拠は認められるが、黙秘権の告知はなく、弁護人の援助もなければ、被疑者の意思は抗拒不能に陥り強要あるいは抑圧される(coercion or oppression in defiance of the suspect's will)ことになる。この状況を適切に分析すれば、被疑者のこのような環境は、法律的には黙秘するか嘘をつくかが認められるにもかかわらず、必然的にかれらに自白する選択肢しかないと思ひこませてしまう。多数説の皆さんは本件で被疑者が置かれた環境は逮捕でもないし、違法な取扱いも受けていないと満足しているかもしれないが、私は、この環境は、人権裁判所の判例がいうところの「強要coercion」を除外できているとは思っていない。この点に関して、

(3) 判旨 2 大法院判決 Ibrahim and others v United Kingdom, Grand Chamber, Judgment of 13 September 2016

アブドゥラマン（以下A）の申立てにより事件は人権裁判所大法院に移送され、大法院では、反対にイギリス政府がAに対し行った弁護人へのアクセスの不告知について「やむを得ない理由」を示すことができたとは認めなかった。〔298〕すなわち、イブラヒムら3人と異なり、Aが自己負罪供述を始めた際に、警察官が彼に弁護人へのアクセス権を告知しないことを選択する根拠は法律に基づいておらず、警察官による弁護士へのアクセス権を告知しなかった行為は運用規程（Code C）違反であったことを確認した。〔299〕その結果として、Aは供述時において自己の権利を正しく理解していなかった

ガフゲン判決Gäfgen v Germany (2011) 52 E.H.R.R.1 at[168]で繰り返された原則「黙秘権及び自己負罪拒否特権に反して獲得された証拠の利用に関し、当裁判所は、何度も繰り返しているが、人権条約第6条の公正な裁判所の観念の心髄にある国際的基準を採用する」。続けて、「捜査官による不適切な強制から被告人を保護するために理論的根拠が存在する。この理論により、誤判を防止するとともに人権条約6条の権利を保障することを達成できる。…」

多数説は、本件の自己負罪拒否特権の侵害に対する対策（remedies）について評価しなければならなかった。…ガフゲン事件では、大法院は自己負罪拒否特権を保障するための証拠排除理論に関し、国際法上、また他の国の理論を調べていた。そして、「今日では、具体的事例ごとの状況いかんによっても、自己負罪拒否特権を侵害して獲得された証拠の利用、常に不公正な裁判となるか否かの問題は未だ解決されているとはいえない。」ことを認めている。四人目の申立て人、アブドゥラマン氏は、自己負罪拒否権の告知なく取調べを受けたことで、法律に反していることは確認された。しかし、多数意見は、彼の防御権侵害は重大な不利益が生じておらず、国内の刑事裁判手続きでは適切な対処が行われており、それで十分であるとみなした。当裁判所は、最初の3人の申立て人については自己負罪の供述に強要と評価される状況にあったかどうかを検討せず、また、自己負罪の供述をするための状況とするべき適切な対策とは何かについても検討していない。特に、アブドゥラマンのケースでは、国内法基準ではなく、人権条約下で、当裁判所での調査は必要かつ適切であったか、それとも、当裁判所管轄外の冗長的なものであったかまたは国内管轄の評価部分を侵害するようなどうでもよいものであったか自問しているところである。』と疑問を呈した。

た。また、警察の取調べに関して、本件においてイギリス国内の裁判所では弁護人へのアクセス権の不告知等本件における様々な事情の評価について検討した形跡がない。Aの取調べに関して、イギリス政府が弁護人へのアクセスを制限したことについて「やむを得ない理由」を人権裁判所へ提出できなかったことは、第二段階のAの裁判が不公正であったと推定されることを意味する。具体的事実に基づいて、Aの裁判は公正であったことを示す挙証責任はイギリス政府側にある。大法廷は、警察官はAを証人としての地位で取調べを開始し、途中で、Aが自己負罪の供述を開始した時点で彼も被疑者であると把握したにもかかわらず、彼に黙秘権と弁護人に援助を受ける権利の告知をしなかったという事実により一連の手続が違法手続であることを認定した。〔300-304〕

また、イギリスでの公判廷において裁判官はAに対し証人として尋問の権限をもち、そのまま証人尋問を継続したこと、また、Aの捜査段階での上級警察官を公判に召喚せず、証人尋問しなかったことを大法廷では重視した。〔306〕大法廷は、イギリス国内の公判裁判所と控訴院は、上級警察官がAを証人として取調べを続行したことにして審査の機会をAから奪ったと指摘し、この点に関しイギリスの法廷ではいずれも審査した形跡が認められなかったことにより違法性を確認した。〔307〕

Aの供述の許容性に関し、証人としての取調べにおけるAの供述は、Aに対する有罪事実を認めるための中心となる証拠であり、その供述内容から、警察は彼の犯行を含めて、彼への嫌疑を抱くきっかけとなったこと、および訴追事実そのものであったことを確認した。〔307〕

また、イギリス国内法廷での陪審員に対する事件の要点説示の中で、裁判官は陪審員に対しAの供述について任意性を認めた場合、自白には信用性が認められ、積極的に評価するよう説示したが、他方で、この自白の収集過程には誤った手続が取られていた事実も陪審員に説明していた。その際、誤った手続によっても、Aの供述がその他の客観的事実にそっており、真実であ

った点も評価するようにと説示した。大法廷では、この最後の説示に関し、裁判官はAの供述を考慮すべきであるという極限的な選択肢ししか陪審員に残さなかったと判断した。〔310〕

大法廷では、A事件において、犯罪の性質について非常に大きなウエイトで言及している。テロリズムによる犯罪については、特別に、安全のためにテロリズムに対し効果的な捜査や訴追、科刑が必要であることを強調した。しかし、AのケースでのAに対して行われた処分における様々な問題点については、テロリズムに関する犯罪の点を考慮したとしても、不公正な手続であったと推定せざるをえず、大法廷は、イギリス政府は、Aに権利告知をせず、弁護士へのアクセスを制限したことにつき、公正な手続全体に回復不可能な侵害を与えてはいなかったことを示せていないと結論付けた。したがって、Aの事件に関し、条約6条1項及び3項(c)の違反があったと判断した。〔311〕【ヨーロッパ人権条約第41条に関し】〔312-318〕

大法廷の判断から直ちにAに対する有罪判決が誤りであったことまでは認定できず、また、条約違反がなかったとしたらどのような結果になったかということ推測することは不可能であることから、大法廷はAが主張する金銭的・非金銭的な損害賠償申立てを却下した。ただし、Aの訴訟費用について英貨で13600ポンドをイギリス政府が支払うように決定した。すなわち、大法廷はAの弁護士費用等16000ユーロの補償を決定した。⁽¹⁶⁾

(16) 大法廷意見は、17人の裁判官中、以下のように分かれた。

【意見の対立】

- 1 15対2 イブラヒムら3人の申立てにおける人権条約6条1項及び3項(c)違反について
- 2 11対6 アブドゥラマンに対する人権条約6条1項及び3項(c)違反について
- 3 16対1 政府側からアブドゥラマンへ16000ユーロの訴訟費用の支払い
- 4 13対4 アブドゥラマンの損害賠償の要求の却下

【ヨーロッパ人権条約第45条2項及び裁判所規程74条2項に関し】

- (a) Mahoney判事（イギリス）は一致意見。
- (b) Sajó判事（ハンガリー）Laffranque裁判官（エストニア）は一部反対意見、一部同意

2 本事件の解説

イギリスの法廷において爆弾テロ未遂犯を匿ったかどで共犯者として有罪認定を受けたIsmail Abdurahmanに対して、ヨーロッパ人権裁判所大法廷は、彼の捜査段階での違法性を認定し、またその手続下で採取された供述を排除しなかったことについてヨーロッパ人権条約6条1項違反であると認定した。この判決は、2008年のサルドゥズ判決（*Salduz v. Turkey*）基準を用いて違法性の判断及び証拠の許容性判断を行っている。すなわち、国内法に、人権条約6条3項で定められている被疑者の諸権利を保障する規定の存在の有無及び、国内法がある場合に捜査官及び司法官の違法行為が認められるか。法律の不存在あるいは違法行為に対して政府側がやむを得ない理由を説明できるか。また、手続全体を通じて、当該被疑者に重大な不利益を生じさせるかという二段階判断基準を用いて結論付けられている。この二つの基準は相互考慮されるものであり、前者が認められない場合でも後者がクリアできれば人権条約6条1項に反するとは限らないとされる。しかし、第一段階での立証、すなわちやむを得ない理由を提示できない場合、被疑者に対する不利益は推定されるため、第二段階で不利益はないという事実を立証しない限り、人権条約6条1項違反は免れないとされる。人権裁判所では同じサルドゥズ基準を用いても、結果として結論は異なった。小法廷では、第二段階における個別具体的状況において、アブドゥラマンは弁護人とのアクセス開始後も繰り返

意見を述べた。

- (c) Sajó判事の一部反対意見への同意 Karakaş判事（トルコ）、Lazarova Trajkovska（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）判事への同意、De Gaetano判事（マルタ共和国）は一部反対意見
- (d) Hajiyev判事（アゼルバイジャン）への一部反対意見への同意 Yudkivska判事（ウクライナ）、Lemmens判事（ベルギー）、Mahony判事、Silvis判事（オランダ）、O'Leary判事（アイルランド共和国）
- (e) 一部反対意見 Lemmens判事
- (f) 反対意見 Sajó判事

し同じ供述をしていたこと及び彼の供述を用いなくても同氏の被疑事実を認定できるなど他の証拠があったことを挙げた。これに対して、大法廷では、イギリスの法廷での説示のあり方を問題視した。アブドゥラマンの供述は違法な手続により採取されたが、信用性は高いと説明され、陪審員は証拠を許容する他の選択肢がなかったという事実が加わり、総合的に人権条約6条1項に反すると判断された。

イギリスの違法収集証拠排除の規定は以下の通りである。

PACE第78条1項 「いかなる手続においても、裁判所は、訴追側が立証の基礎として申請する証拠につき、その証拠が獲得された状況を含むすべての事情を考慮して、その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでない」と認めるときは、その証拠を許容することを拒むことができる。」⁽¹⁷⁾

アブドゥラマンも公判において自己の供述の許容性については異議を申し立てた（challenge）が、裁判所は裁量により却下した。人権裁判所は証拠排除の裁量決定の是非については論じていないが、大法廷では説示自体が公正な裁判を阻害する一事情とされたことは、評価されるべきだ。証拠排除の原因となる違法行為のみならず、手続全体から「公正性」を判断することは、それ以前の判例基準からも採り入れられているが、本判決では、説示もその対象になることが明らかになった。この大法廷判決に対しては、それ以前の人権裁判所判決への批判に加えて、この事件の背景として2週間前に死者52名を出した未曾有の爆弾テロ事件が同じロンドンの鉄道管内で発生しており、少なくとも爆弾テロ共犯者の一人に対し、自爆テロ計画事件である点を考慮しても、人権裁判所は不公正な手続であったと結論付けたことへの不満、さらに、彼の供述は違法収集証拠であり、証拠排除すべきであったと判断し、訴訟費用分の13600ポンドをイギリス政府が保証すべきという判決に

(17) 法務大臣官房司法法制調査部編「イギリス警察・刑事証拠法 イギリス犯罪訴追法」法曹会 1988年

対する不満の声があがったことを言及する。⁽¹⁸⁾

3 ヨーロッパにおける違法収集証拠排除基準

ヨーロッパ人権条約締結国をはじめとするヨーロッパ諸国における違法収集証拠排除基準について概観する。

違法収集証拠排除の要件については、国際法上の規定及びヨーロッパ人権裁判所による判例の帰結から導き出される。

(1) 国際法適用からの解決

違法収集証拠排除基準に対するEU法の沈黙

EU法では、異なる三権利—告知を受ける権利、弁護人との接見交通権、自己負罪拒否特権及び黙秘権を定めているが、これらの権利を侵害することで課される制裁について定める規定もつことをEU各国に義務付けてはいない。したがって、EU法では、違法収集証拠の証拠採用については禁止してはならず、それについての規定もない。

しかし、ヨーロッパでは、違法収集証拠に関する様々な手続を明文で定められている。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）では、違法収集証拠について次のような規定を定めていた。「違法収集証拠は事実認定においては用いてはならない。しかし、その許容性については収集過程の方法や諸事情に依拠する。⁽¹⁹⁾ また、同様に、証拠の信用性や手続の無瑕性の影響も考慮する。」同様の考え方として、国際刑事裁判所に関するローマ規定69条7項は、次のように定める。「この規程に違反する方法又は国際的に認められた

(18) Independent, “European court orders UK to pay convicted terrorist £13,000 over ‘human rights violations’ following London plot”, Tuesday 13 September 2016 17:49

(19) Prosecutor v. RADOVAN KARADŽIĆ, No.: IT-95-5/18-T, 30 September 2010, 被告人側盗聴により収集された証拠排除の申立てに対する決定

International Tribunal for the Prosecution of Persons Responsible for Serious Violations of International Humanitarian Law Committed in the Territory of the former Yugoslavia since 1991

人権を侵害する方法によって得られた証拠は、次の場合には、許容性がないものとする。(a) その違反又は侵害が当該証拠の信頼性に著しい疑いをもたらす場合 (b) 当該証拠を許容することが公判手続の健全性にもとり、かつ、これを著しく害し得る場合。』⁽²⁰⁾

(2) 比較法的考察

イギリスのPACEは、違法収集証拠の許容性に関し、「当該証拠を許容した場合に当該手続の公正さを害する場合に裁判所は、その証拠を許容することを拒むことができる」と定めるのみである。これに対し、ベルギー刑事訴訟法32条は2013年10月24日法によって導入され、「違法収集証拠が排除される場合とは、法の不遵守に無効の制裁が定められていること、または違法性が証拠の信頼性を損なわせている場合、当該証拠を使用することにより、公正な裁判を受ける権利に反する場合をいう」と定められ、ヨーロッパ人権裁判所の判決に影響を受けていることがわかる。

(3) ヨーロッパ人権裁判所の判例の考察 ヨーロッパ人権条約第3条違反の場合の違法収集証拠の不許容性

人権裁判所の判例を概観すれば、確実に証拠が排除される場合として、人権条約3条違反が挙げられる。⁽²¹⁾ すなわち、拷問または非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いを禁じる人権条約3条に反して収集された証拠が許容された場合には手続の公正さを害するとされている。この解釈はとりわけ、基本権に関する国際条約で採択されている。⁽²²⁾ 反対に、3条違反以外では、

(20) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf

(21) Jalloh v Germany, Grand Chamber, Judgment of 11 July 2006, Applications nos.54810/0008, at[99–105], Haroutyunian v Armenie, Judgment of 28 June 2007, Applications nos.36549/03, at[63], Gäfgen v Germany (2011) 52 E.H.R.R.1 at[176]

(22) 拷問禁止条約第15条Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, 10 December 1984, New York

どのような違法収集証拠であっても、すでに有罪認定に用いたことを理由に、人権裁判所では公正な裁判を受ける権利侵害に至ることを拒否してきた。また、人権裁判所では、人権条約締結各国の国内法違反が認められる場合の証拠の許容性に関し、一定の事例では、国内法を優先せず、国内法における証拠収集過程の違法性が、人権条約侵害に至る場合には許容性を否定した。

(4) ヨーロッパ人権条約第6条第3項で保障されている権利侵害が認められる場合の許容性

人権条約6条3項で保障される権利に関し、人権裁判所は6条3項の権利は、それ自身の目的とはいえない6条1項の内容をなす公正な刑事裁判の保障の観念を有すると解釈してきた。⁽²³⁾したがって、人権裁判所は、黙秘権の告知や弁護人の援助を受ける権利の告知をせず、自己負罪拒否特権を侵害した場合、あるいは、本件で考察してきたように被疑者の防御権への侵害と位置づけられる弁護人の援助を受けることなく取調べで採取された自白を有罪認定に用いた場合にも、広く公正な裁判の保障の場面と評価し、6条1項違反と位置づける⁽²⁴⁾。サルドゥズ事件では、「弁護人の可能な援助を受けずに警察の取調べにおいて採取された負罪供述が有罪の事実認定に用いられたときは、防御権への重大な侵害が認められた場合を指す」と判示された。⁽²⁵⁾

(5) ヨーロッパ人権条約第8条侵害が認められる場合の違法収集証拠の許容性

人権裁判所の判例を考察するとプライバシーや住居の不可侵性を保障する人権条約8条に違反する違法収集証拠を公正な裁判の保障原則を害するおそ

(23) Ibrahim and others v United Kingdom, Grand Chamber, Judgment of 13 September 2016, at[251], Simeonovi v Bulgaria, Grand Chamber, Judgment of 12 May 2017, Applications nos.21980/04, at[113]

(24) Ibrahim and others v United Kingdom, at[260]

(25) Salduz v Turkey (2008) 49 E.H.R.R.421, at[55]

れがあるとして排除している。令状なく行われた捜索⁽²⁶⁾や法的根拠のない通信傍受を利用した場合⁽²⁷⁾のように、法的根拠なく条約8条を侵害して行われた録音を証拠として用いた場合も含まれる。⁽²⁸⁾

違法収集証拠排除法則を適用せず、違法に収集された証拠に信用性が認められている場合、手続の公正性が守られている限り、関係者の権利を守りながら、司法権の実現に反しないよう対処することはできる。公正性（*fairness of the procedure*）を基準とする違法収集証拠排除は様々な手続下で認められてきたが、どの国においても論争が納まっているわけではない。その最大の議論は、わが国でも続いている証拠排除の相対的基準である。実際、イブラヒム事件の小法廷では、違法性の程度、被疑者が異議を唱えた段階、違法性の除去事情、他の客観的な証拠の存在などの事情が合わさり、証拠の許容性は肯定された。証拠排除の相対化については、ヨーロッパ諸国でも様々な場面で批判されてきた。証拠排除の相対化は、違法収集証拠の許容性に理論として相対的解決方法を取り入れることであり、とりわけ、裁判例の中で異論が展開されてきた(A)。また、起訴か不起訴かにおいて絶対的基準となりえないことから問題視される(B)。以下、概観する。

(6) 違法収集証拠の許容性に関する議論

A 相対的許容性

適正概念の希釈化

第一に、相当とは何かについて検討する必要がある。人権条約が用いる意味で、違法な手続を公正な手続とみなすことができるのが問題となる。⁽²⁹⁾

(26) *Kalnėnienė v Belgium*, 2nd section, Judgment of 31 January 2017, Applications nos.40233/07

(27) *P.G. and J.H. v United Kingdom*, 3rd section, Judgment of 25 September 2001, Applications nos.44787/98

(28) *Khan v United Kingdom*, 3rd section, Judgment of 12 May 2000, Applications nos.35394/97

(29) *Sur la difficulté de définition du principe d'équité consacré par l'article 6 de la Conv.EDH*, J. Pradel et autres, *Droit Pénal européen*, Dalloz, 3^{éd.} 2009, no.371

例えば、人権条約6条3項各号に違反する手続であっても、人権条約6条1項の公正な手続に反していないとして証拠能力が認められる場合がある。これをどのように解釈すればよいのか。実際、人権裁判所は「刑事訴訟における法定主義（le principe de la légalité de la procédure pénale）とは刑事法の原則の一つであり、この原則は、実体法上の観念を訴訟法にも展開し要請するものであり、公正な裁判の保障の観点からも要請される。」⁽³⁰⁾と説明する。この法定主義は、フランス法などで見られるもので、手続の違法の効果も事前に法定化される制度を指すが、人権条約において保障される諸権利を侵害して獲得された違法収集証拠が許容されることが多い現状において人権裁判所の判決の非難の根拠となることが多い。

なぜなら排除の相対化により、人権条約が保障する権利の侵害により獲得された証拠を許容することは必然的に法律効果を希釈化することを意味する。人権条約が目的とするものは各国に対しその諸権利を保障することと、締結国にその保障を義務づけることであるのに、場合によって違反しても良いとなると条約の目的に反することになる。さらに、排除の相対化は、警察官に対し、違法な処分を再び行うことの抑止効も失わせる場合があり、そのことから人権裁判所自ら「犯罪の抑圧と予防のために付与されている警察官の権限を、法手続の遵守のもと行使させ、彼らの行為の拡張を合法的に制限する制度もつことを保証する必要がある。」と強調せざるをえない状況である。⁽³¹⁾

極限的には、排除基準の相対化により、法治国家という概念を弱めるに等しく、国家による違法行為を受け入れることになるという批判が導かれる。また、条約の前文で確認されている法の優位性について、「司法の領域では、

(30) Coëme and others v Belguin, 2nd section, Judgment of 22 June 2000, Applications nos.32492/96, 32547/96, 32548/96, 33209/96, 33210/96

(31) Osman v United Kingdom, Grand Chamber, Judgment of 28 October 1998, Applications nos.87/1997/871/1083, at[116]

法の優位性こそ社会の信頼を客観的かつ透明性ある司法に据える役割を担う」ということを思いださせる必要があると批判されている。⁽³²⁾

(7) 英米法下の適正手続 (Due Process of Law) 概念の優位性

人権裁判所が各国の犯罪の抑止効を弱めないように違法収集証拠を事実認定に用いるとすれば、この解決策は、英米法下の適正手続原則と刑事手続の法定主義間の相違から生じる大きな批判を呼ぶことは確かである。実際のところ、この二つの原則の相違はそれほど顕著なものではないが、人権裁判所の証拠の採否手続の場面ではどちらを用いるかで異なる帰結を導く。証拠採否における法定主義⁽³³⁾においても、国内法における取消 (l'annulation) という法概念は「立法者や刑事司法実務において、当事者間の利益と公共の利益間の均衡を求めていること」そして、「当事者に、刑事手続上の情報をもつ権利を制限することは、取消の効果をもたらす無効の原因となる。」と説明され、相当性が要求される。⁽³⁴⁾ したがって、法律尊重主義においても、違法収集証拠は必ずしも許容されないわけではなく、一部、当事者の侵害された権利と公共の秩序維持間の衡量は問題になっているが、相当性がそのまま排除基準となる英米法における適正手続の考え方とは差異がある。他方、人権裁判所で採用された意見がどちらの理論を根底においているにせよ、違法収集証拠の許容性に関して混迷しているのも確かであり、左記のように犯罪抑止効のためという事情を考慮して証拠を許容する相当性は、いずれの立場から非難される可能性はある。

(32) Lhermitte v Belguin, Grand Chamber 29 November 2016, no.34238/09 at [67]

(33) La légalité dans l'administration de la preuve, J. Pradel, Procédure pénale, CUVAS, 19^e éd., 2017, n^o 460

(34) S.Guinchard et J.Buisson, Procédure pénale, LexisNexis, 11^e éd., 2018, n^o 2294

B 違法収集証拠の許容性判断時期

イブラヒム事件で考察したように、人権裁判所が使用する排除基準は複雑である。公判開始以前の段階で、違法収集証拠を排除できるかについてはほとんど不可能だと言わざるを得ない。実際、人権条約6条1項に違反しているかどうかは、必然的に人権条約6条1項がカバーする刑事裁判に関する部分から従うべき総論に従い、具体的問題全体を人権裁判所が審査することになる。それであっても、この基準では結果は予測不可能であり、総合的に判断して違法収集証拠の許容性の審査は事実認定において経験則上行われることになる。さらに、人権裁判所がイブラヒム事件で、違法収集証拠の許容性の評価基準を示した先例を強化したものとすれば、それでも、徹底的基準ではなく、あいまいな部分も多く、具体的に総合的評価すれば違法収集証拠の許容性は不確かであるといった批判も免れ得ない。人権裁判所では証拠に内在する以下の要因を考察し、この基準をもとに証拠排除するかどうか決めることになる。⁽³⁵⁾

- a) 申立人の脆弱性の有無、例えば年齢や精神能力を理由にした脆弱性
- b) 判決段階以前の手続とその過程での証拠の許容性が実定法上定められている場合、実定法を尊重しているか否か、いわゆる排除の規定が適用された場合、手続が総合的に不公正と判断されたかは不要となる。
- c) 被疑者・被告人側が収集証拠は信頼できない、また、証拠の収集過程に異議を唱えることができる制度を持っているか。
- d) 証拠の証明力、その証拠の収集過程の事情を考慮して証拠の信用性や正確性における疑問の有無、行使された強制の程度や質
- e) 証拠が違法に収集された場合、その違法性が基づく、侵害された手続の種類はどのようなものか（人権条約第6条以外の場合）
- f) 供述証拠の場合、被疑者のものかそれとも被疑者以外の供述であるか。また、供述した後、取消や修正しようとしたことがあるかどうか

(35) B. Thellier de Poncheville, *La preuve illégale dans le procès équitable*, Dr.pén. 2017, *Études* n°18, p.6

- g) 証拠の利用方法、特に、その証拠が有罪を根拠づける直接証拠や検察側証拠としての重要度
 - h) 職業裁判官や陪審員が証拠として評価されることを知っていたか否か、特に陪審員に対する証拠に関する説示の内容
 - i) 問題となる犯罪捜査について社会的関心が高いか、または犯人への制裁も社会的関心が高いか
 - j) 手続遵守の国内法及び実務規程の存在
- 結論的には、とても複雑であり、手続の早い段階での証拠排除は考えられない。

(8) 国内法とヨーロッパ人権裁判所判例の受容

大陸法諸国は、証拠の許容性基準に無効理論 (théorie des nullités) を用いてきた。⁽³⁶⁾ 証拠収集過程に違法があれば、証拠を取消すことで制裁を科す制度である。証拠の許容性を否定するのである。人権条約6条に違反している証拠の許容性判断は幾つかの点で、この無効理論によって補われていると考えられる。無効理論の一つに、当事者の不利益 (grief) の有無が基準となる不利益無効があり、人権条約6条違反のように、被疑者の不利益が問題となる場合に適用される。例えば、人権裁判所は「裁判所は、ガルダヴェ (警察留置) 下で収集された供述が唯一のものでなく、重要な証拠でもない供述を事実認定に用いた」場合には、弁護人の援助なくガルダヴェ (警察留置) 下での取調べ手続の取消しにあたり、暗にこの不利益無効の理論を用いたと考えられている。⁽³⁷⁾

(36) S.Guinchard et J.Buisson, Procédure pénale, n° 2295, 拙稿「手続無効の法理－フランスの証拠排除法則」渡辺修編「刑事手続の最前線」208－215頁、三省堂1996年、「訴訟行為の無効論の再評価－フランス法を中心として－」井戸田侃先生古稀祝賀論文集 現代人文社17－43頁、1999年

(37) Cass.crim., 21 mars 2012, n°11-83.637: JurisData n°2012-006425

結びに代えて

私がフランスの違法収集証拠排除論の研究を始めてからかなりの年月が経ち、ヨーロッパ連合基本権憲章が公布された2000年以降、ヨーロッパでは経済などEUが中心になり、それに伴いヨーロッパ人権裁判所の役割も強くなり、自ずと判決の動向に目がいくようになった。特に、大陸法系の排除理論と英米法系の排除ルールが交差するのが、ストラスブールにあるヨーロッパ人権裁判所の排除基準であるだろうと予想し、判例が出るのを待ち望んでいた。違法収集証拠排除論のうちわが国になんら影響を与えていない大陸法系の手続無効の理論は、並行線上の手続でしかない。サルドゥズ判決を経て、違法収集証拠の許容性を正面から争う事件が現れた。このイブラヒム対イギリスの事件において、人権裁判所が用いた基準には一部、大陸法の影響を受けていると思われる箇所もあり、実際、そのように指摘されている研究者もいる。⁽³⁸⁾ 本事案は爆弾テロ事件であり、2000年テロリズム法により例外的措置として認められる範囲も問題となった（小法廷）が、大法廷判決では、結果として申立て人1名についての主張を認め、人権条約第6条1項における公正な手続に反する手続の二段階基準、及び具体的適用事実とその評価、そして、違法と認定された手続から生じた証拠の排除の理由を私達に提示した。いわゆるデュープロセスの保障とともに違法収集証拠排除規定もつイギリス刑事裁判所においては、違法だけれども具体的事情を考慮して証拠排除せずと決定してきた事案について、人権裁判所は、相対的排除基準を用いながら、①公判も含め全手続から公正性を判断する。②被疑者、被告人の不利益を評価に入れた。その結果、イギリスでの結論とは異なる結果になった。

この違法収集証拠排除における新たな基準である「公正な刑事裁判」について今後、さらに検討を続けていきたい。

(38) B. Thellier de Poncheville, *ibid.* p.6